

平成 19 年度

国有林野事業に係る債務の処理に関する
施策の実施の状況に関する報告

平成 21 年 3 月

この報告は、国有林野事業の改革のための特別措置法（平成10年法律第134号）第17条の規定に基づき、平成19年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況について行うものである。

はじめに

政府は、国有林野事業の改革のための特別措置法（以下「法」という。）に基づき、法の施行日である平成10年10月19日に国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）に属する債務 3兆8,875億円のうち、法第15条第1項第1号に掲げる債務 2兆8,421億円を一般会計に帰属させ、資金運用部に償還するとともに、債務の償還財源として国有林野事業承継債務借換国債を発行した。また、残りの法第16条第1項に規定する債務 1兆454億円について、事業勘定において負担することとし、その償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により、法の施行日から50年を経過した平成60年度末までに着実に処理することとなった。

本報告は、法第17条の規定に基づき、平成19年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告するものである。

1 一般会計に帰属した債務の処理

法第15条第1項第1号の規定に基づき、一般会計に帰属した債務 2兆8,421億円の償還財源として発行した国有林野事業承継債務借換国債の平成20年3月31日における残高は、2兆7,049億円となった。

また、一般会計帰属後平成20年3月31日までの間に支払った利子等は、2,684億円となった。

これらの支払財源については、一般会計国債費、たばこ特別税収等により手当てした。

2 事業勘定における債務の処理^(注1)

- (1) 平成19年3月31日における法第16条第1項に規定する事業勘定の負担に属した借入金に係る債務残高は、1兆454億円であり、このうち平成20年3月31日までに償還期限が到来した1,578億円について、538億円を財政融資資金に、1,040億円を民間金融機関に償還した。

当該償還の財源については、民間金融機関からの借入れにより手当てした。この結果、平成20年3月31日における債務残高は、1兆454億円となった。

- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において支払った上記の債務に係る利子は、^(注2)242億円であり、210億円を財政融資資金特別会計に、33億円を民間金融機関に支払った。

当該利子に充てるべき金額については、同額を一般会計から国有林野事業特別会計に繰り入れた。

(注1) 平成10年10月19日に事業勘定において負担することとされた債務は、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成18年法律第9号）により、事業勘定が廃止されたことに伴い、同法附則第2条第3項の規定に基づき、平成18年4月1日から、同法による改正後の国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号）に基づく国有林野事業特別会計に帰属することとされた。また、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により、国有林野事業特別会計法が廃止され、債務は、特別会計に関する法律附則第215条第4項の規定に基づき、平成19年4月1日から、同法に基づき設置された国有林野事業特別会計に帰属している。

(注2) 内訳の計が総計と一致しないのは、億円未満の額を四捨五入しているためである。